

報告事項 ク

平成20年度県立高等学校における教科用図書採択の変更について

平成20年度県立高等学校における教科用図書採択の変更について、別紙のとおり報告
します。

平成20年4月10日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

平成20年度県立高等学校における教科用図書採択の変更について

高等学校課

1 採択変更の経緯

平成20年度に使用する県立高等学校の教科用図書の採択については、平成19年9月定例教育委員会に報告した。

その後、平成20年度実施教育課程を検討する中で、教科用図書採択の変更が必要となった。

2 新規の採択教科書

境高等学校 1点

種目	発行者番号	略称	記号	番号	書名
地理B	46	帝国	地B	007	新詳地理B 初訂版

3 各学校における教科書の選定方針

- (1) 本文・図表・表現が正確であり、誤植がない。
- (2) 内容が教科・科目の目標に適合している。
- (3) 程度が児童生徒の実態に即し、適当である。
- (4) 内容は系統的であり、配列や関連付けも適切で分量もよい。
- (5) 印刷も鮮明であり、造本も適切で体裁もよい。
- (6) 学習指導上便利なように工夫してある。
- (7) 教科の目標を達成するよう、適切な創意・工夫がなされている。

県立高等学校（鳥取盲・鳥取聾・鳥取養護・倉吉養護・皆生養護学校を含む。）における教科書採択について

採択の仕組みについて

*各学校長による

選定及び採択希望の提出 → 採択（教育長決裁） → 各学校長に採択通知
→ 教育委員会に報告

（参考）

○学校教育法第21条第1項：

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。（中学校、高等学校、特別支援学校も準用）

○学校教育法第107条：

高等学校及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第21条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条：

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（6）教科書その他の教材の取扱いに関すること。

○鳥取県立学校管理規則第12条：

学校は、教育委員会が採択した教科書を使用しなければならない。

○教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条：

教育委員会は、次の各号に掲げる事務を除き、その権限に関する事務を教育長に委任する。（各号の中に県立学校の教科書採択に関する事務は含まれない

→ 教育長に委任）